


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱を廃止する要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関	企画課、財政課、文書課、情報管理課、市民課、保険年金課、課税課、子育て支援課、高齢介護課、生活福祉課、障害福祉課、会計課		
1. 要旨				
(1) 趣旨 平成26年度における臨時福祉給付金事業（申請者への給付）が終了したことから、要綱を廃止するものである。				
(2) 主な内容 要綱を廃止する。				
(3) 施行日 平成27年4月1日				
(4) 影響及び効果 特にはなし。 平成27年度に実施予定である臨時福祉給付金支給事業については、国の予算成立後、別途単年度要綱を制定する予定である。				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
平成26年	4月1日	東大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱 施行		
平成26年	7月1日	臨時福祉給付金申請受付開始		
平成26年	12月26日	臨時福祉給付金申請受付終了		
平成27年	3月13日	臨時福祉給付金の支給終了		
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに起案事務を進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。